

# 伊勢市 農業委員会だより

第41号

令和8年4月1日発行

発行 伊勢市農業委員会

編集 農業委員会編集委員

電話 21-5653



賢所参集所前にて(写真:三重県提供)

## <令和7年度 にいなめさいけんこく新嘗祭献穀>

天皇陛下が全国の新穀を神に供える新嘗祭でお使いになる米として、三重県を代表し、令和7年産コシヒカリ1升を献上しました。令和7年10月22日に皇居に参入し、かしどころ賢所参集所において、天皇陛下から献納の受納に係るお礼の御会釈を賜りました。たいへん名誉なことで光栄に存じます。今後も、丹精を込めてより一層おいしいお米づくり、また、農業振興に力を入れてまいります。本年も引き続き農業委員会活動にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(伊勢市農業委員会 会長 森川 正弘)

**農地の転用には許可が必要です！**

「自分の農地だから許可や届出などしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用してもかまわない」と思っていませんか。

耕作者の農地についての権利の取得を促進し、その権利を保護するとともに優良農地を守り、農地の効率的な利用を図るために、「農地法」という法律があります。農地を売ったり、貸したり、転用したりする場合には「農地法」に基づく許可が必要です。

●農地を農地として別の人が耕作する場合は  
— 3条申請 —

農地を耕作目的で売買したり、貸し借りするときには農業委員会の許可が必要です。

許可を受けずに行った売買等は法律的に無効であり、所有権移転の登記が出来ません。また、資産保有のための売買は許可されません。

ただし、相続による所有権移転の場合は許可申請が不要です。



●自分名義の農地を転用する場合は  
— 4条申請 —

農地を住宅、倉庫、資材置場、太陽光パネルの設置など農地以外の用途に利用するとき、農業委員会の許可が必要となります。

活用した貸し借りもできます。「農地中間管理事業の問合せ」農林水産課【☎2115645】

●他人名義の農地を買って、または借りて転用する場合は  
— 5条申請 —

農地を現在の所有者以外の方が転用して利用する場合には、農業委員会の許可が必要となります。

- ☆ ★ ☆ ☆ ☆
  - 例え、Aさんの田にB会社「太陽光パネル」を設置する場合は農地転用にあたりますので、農地法による許可を得なければなりません。
  - 転用申請では法令に基づき審査します。
  - ① 転用の場所は適正か（10ha以上の集団的な農地の区域内にある農地は原則許可出来ません）。
  - ② 転用の目的は適正か。
  - ③ 水利、隣地など付近の農業に与える影響はどうか。
  - ④ 転用の目的は確実に実現できるか。
  - ⑤ 他の法令関係で手続きが必要な場合は、それがなされてきているか。
- これらのことを審査し、許可をすることが判断されます。

相続等により農地を取得した場合は届出を

農地法の許可を要しない、相続等による農地の権利取得については、農地法第3条の3第1項の規定により、農業委員会への届出が必要です。

○届出を要する権利取得  
相続（遺産分割・包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効取得など

○必要書類  
・農地法第3条の3第1項の規定による届出書（伊勢市ホームページからダウンロードできます）



新年度の総会開催日程等が決まりました

新年度（令和8年4月）以降の農業委員会総会の開催日程と申請書の提出期日が決まりました。

農地転用申請や権利の移動等をお考えの方は、左表を参考にして、許可を受けたい日から逆算して許可申請の期日までに申請書を提出してください。

新年度申請期日及び総会開催予定日	
許可申請の期日（締切日）	総会の開催日
令和8年3月13日（金）	令和8年4月16日（木）
令和8年4月14日（火）	令和8年5月15日（金）
令和8年5月14日（木）	令和8年6月15日（月）
令和8年6月12日（金）	令和8年7月16日（木）
令和8年7月14日（火）	令和8年8月17日（月）
令和8年8月14日（金）	令和8年9月15日（火）
令和8年9月15日（火）	令和8年10月15日（木）
令和8年10月14日（水）	令和8年11月16日（月）
令和8年11月13日（金）	令和8年12月9日（水）
令和8年12月14日（月）	令和9年1月15日（金）
令和9年1月14日（木）	令和9年2月15日（月）
令和9年2月15日（月）	令和9年3月15日（月）
令和9年3月15日（月）	

総会開催日は都合により変更することがあります

※受付は、各日窓口受付時間内です。

※申請にあたっては、事前に農地基本台帳の確認をお願いします。

※許可書の交付は、総会の翌営業日を予定、準備が整い次第連絡します。



全国農業新聞のご購読を！

農政の現状、全国の農家の方々の取り組み等、有用な情報が満載の全国農業新聞を、ぜひご購読ください。

発行所：全国農業会議所  
毎週金曜日発行  
購読料：900円／月  
☆お問合せ  
農業委員会事務局まで

除草剤の使い過ぎにご注意を！

畦や道路の法面等の管理、除草剤を多く使用すると、根も枯れて土面が崩れやすくなる場合があります。回数に1度と使用頻度を減らし、草刈りで代用するなどして行うと、土が崩れるのを防ぎ、あぜ等の管理に有効となります。近隣への配慮をお願いします。

農業者年金に加入を

- 少子・高齢時代に強い積立方式
- 終身年金で80歳まで保証付き
- 支払った保険料は、全額社会保険料控除
- 保険料の国庫補助もあり、手厚い政策支援

《加入の申込み・問合せ先》  
農業委員会事務局 若しくは  
JA 伊勢本店【☎6211123】



資源である土を大切に

農作業後にトラクターに附着した土が、大きな塊として道路に落ちていたり、スリップするなどの危険があります。また土ぼこりの原因となります。皆様の安全と環境のため、道路に出る前に土を落とすなど、ご配慮をいただきますようお願いいたします。

農林水産課からお知らせ

ジャンボタニシの被害軽減対策に取り組みましょう！

ジャンボタニシ（和名…スクミリンゴガイ）は、南米原産の淡水生巻貝です。ジャンボタニシが圃場内に侵入すると、水稻の若い苗に対しての被害が発生します。伊勢市においても沿岸部を中心として被害が発生している地域もあります。

被害軽減対策

- ① 取水時に圃場への侵入防止対策（4～5月）  
5mm以下の網（ネット）を侵入経路へ設置する。浸水しやすい圃場では畦畔を高くすることで侵入を防止できます。
  - ② 浅水管理で被害を防止（移植時～移植後約4週間後）  
田植後の苗の若い時期に水深3cm以下の浅水管理をすることで、貝の活動が鈍くなり、被害されにくくなります。
- ※圃場内を均平に保ち、水深が深くなる場所を減らすことが重要です。

③ 貝・卵を定期的に捕殺（全期間）

貝・卵には毒性があり、また、貝は寄生虫を持っていて、場合があるため、素手で触らないようにし、圃場、用水路、排水路をチェックしましょう。 ※地域全体で取り組むとより効果的です。

④ 卵を処理（全期間）

卵は水中に落とすか潰しましょう。産卵直後の卵は水に落とすと孵化できなくなりません。しかし、産卵後時間がたつと少し白味を帯びた卵は潰すほうが確実です。

⑤ 田植時の薬剤散布

圃場内で貝の発生が見られた場合は、薬剤の特性を考慮し、被害が出る前に発生状況に応じて全面散布、貝が集まる深水部分への重点的な散布等を実施しましょう。



ジャンボタニシの卵



ジャンボタニシ

★ 取水口・排水口の付近や周縁部（畦際付近）は、深くなりやすく、被害を受けやすいので注意しましょう。  
★ 農薬を使用の際は、ラベルに記載された使用方法、使用上の注意を厳守してください。  
★ 薬剤を散布した圃場内の水については、水路に流すと水路に生息する魚貝類に影響を及ぼす恐れがあるため水路に流出させないでください。

あなたも認定農業者になりませんか？

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき創設された制度で、農業者から提出された農業経営改善計画（現状と5年後の計画）を市が基本構想（※）に基づき認定するものです。  
認定までの手続きとしては、市に提出された農業経営改善計画について、関係機関による計画の審査等を経て、市が認定することで、認定農業者となります。  
認定農業者になると、意欲ある農業経営者として地域からの信頼が得られるほか、認定農業者でなければ受けられない支援制度を受けられます。

『地域計画』を策定して、地域農業の将来を考えてみませんか？

◆ 地域計画とは

10年後の地域農業を守っていくため、地域の皆さんの話し合いにより、地域の現状を把握し、将来の地域農業をどのようにするのかを決める「地域のための計画」です。そして、この話し合いの結果を地図に落としこんだものが「目標地図」です。

地域の皆さんで地域計画と目標地図を作成し、地域の農地・農業を守りましょう。  
令和8年1月末現在、市内15地区で地域計画の策定が完了しています。地域計画の内容説明や、地域での話し合いのお手伝い等ご相談等がありましたら、農林水産課（☎215645）または、農業委員会事務局（☎215653）まで、お気軽にご相談ください。

※「基本構想」とは市が地域の实情に即して育成すべき農業経営の規模や所得の目標など、農業の担い手像を明確化したもの。

伊勢志摩地域農業改良普及センター シリーズ41号

外来雑草「ヒレタゴボウ」の発生に注意してください

近年、伊勢市内の水田で外来雑草「ヒレタゴボウ」の発生が目立っています。ヒレタゴボウは北アメリカ原産の帰化植物で、水田や休耕地、湿地など湿った環境で生育します。

生育が進むと草丈は1m以上(条件によってはさらに高く)になり、夏〜秋にかけて黄色い花が目立つため、圃場外からでも発生に気づきやすい雑草です。秋には蒴果を多数つけ、微細な種子を大量に落とします。種子は小さく、水の動き等で広がりやすいとされ、いったん種を落とすと翌年以降も発生が続きます。年々手間が増えるおそれがあります。

見分け方の目安として、葉の付け根が茎に沿って張り出し、魚の「ヒレ」のように見える点があります。

ただし、幼植物の段階では他の水田雑草と紛らわしいこともあるため、「見慣れない草が増えた」「畦畔際にかたまっている」など気づきがあれば、早めに確認することが大切です。

発生が増える背景には、水管理との関わりが考えられます。試験では、入水後から中干し時まで断続的に出芽し、中干し等の落水によって出芽が増える傾向が示されています。

一方で、湛水条件では出芽や生育が抑制されることが分かっており、移植後40〜50日頃まで湛水を維持することで被害を抑



黄色の花をつける

畔際でのヒレタゴボウ

えられる可能性が示されています。このことから、圃場条件や作業計画によって一律にはいきませんが、「田面を露出させる期間が長いほど発生しやすい」とは意識したい点です。

ヒレタゴボウが大きく生長して群生すると、水稲との競合に加え、収穫作業の妨げになる場合があります。収穫前の暑い時期に手取り除草が必要になると、作業負担は一気に増えます。そこで重要になるのが「小さいうちの防除」です。ヒレタゴボウに対応できる除草剤は複数ありますが、中干し後の中後期処理が有効な場面がある一方、処理時期が遅くなるため収穫前日数に注意が必要です。現場では「大きなヒレタゴボウに気づいた時には、散布可能な剤がない」という事態が起こりやすくなります。除草剤を使用する際は、必ず適用表で使用時期と収穫前日数を確認し、計画的に処理してください。

見回りのコツは、畦畔際や外周部など、発生が先行しやすい場所を重点的に見ることです。発生を確認した圃場は、翌年も同じ場所が出やすいため、メモを残して早期に点検すると効果的です。また、作業機に付いた泥や植物体を介して広がる可能

性も考えられるため、圃場間の移動時には泥落とし等の基本的な衛生管理も意識しましょう。

黄色い花が目立つ段階まで進む前に、発生初期で見つけて対策することが、翌年の発生源(種)を減らす近道になります。判別に迷う場合は、早めに関係機関へご相談ください。地域全体で「大きくなる前の防除」を徹底し、安定した水稲生産につなげていきましょう。



水稲を覆いつくすヒレタゴボウ

伊勢志摩地域  
農業改良普及センター  
☎ 27-5173

**農地中間管理機構（農地中間管理事業）を活用しましょう！**

農地の権利移動は、原則農地中間管理機構経由になりました。

【問合せ】公益財団法人三重県農林水産支援センター

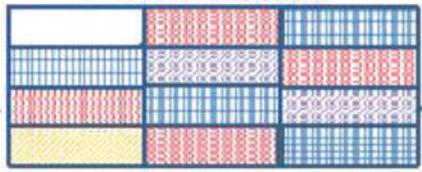
（三重県農地中間管理機構）電話 0598-48-1228

**農地集約のイメージ**



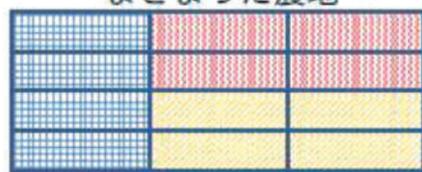

地域計画に基づく権利移動 →

ちらばった農地を



集約化

まとまった農地へ





**『農地を貸したい人から借り受け、  
農地を借りたい人に貸し付けます！』**

**農地中間管理機構**

編集後記

農業を取り巻く環境は、高齢化や担い手不足といった厳しい状況にあります。伊勢市では少なからず新規就農者が育っているという明るい兆しも見られます。また、地域によっては、農地の将来について農地利用最適化推進委員が参加して話し合いが続けられています。私も令和7年度から小学校5年生の体験活動（稲作）で、将来を担う子どもたちと楽しくふれあう機会が増えました。そして、「たより」にも掲載された「伊勢の農フォトコンテスト」も、子どもたちの作業の様子とその笑顔が未来農業への希望のよう感じています。

農地利用最適化推進委員  
四郷地区 泉 勝人

伊勢市農業委員会だより  
第41号編集委員（第1班）

岩崎 由 山本記久博  
中澤 利吉 杉浦 健三  
中世古 大助 中西 茂弘  
濱口 八州 中山 吉明  
阪口 利昇 坂口 隆司  
上之郷 利久 西 政美  
岡村 和行 藤 政美  
世古 幸雄

再生紙を使用しています